

厚生労働省移管後(平成29年度以降)の推進体制等について

平成 29 年 3 月

厚生労働省

アルコール健康障害対策に係る内閣府から厚生労働省への事務移管に伴う厚生労働省における対応について

1. 移管の時期 平成29年4月1日

2. 厚生労働省内における体制

(1) アルコール健康障害対策推進室の設置

障害保健福祉部企画課に、「アルコール健康障害対策推進室」(訓令室)を設置。

(2) 省内連携体制の構築

依存症対策本部アルコール健康障害対策チームの設置

アルコール健康障害対策を総合的・部局横断的に推進するため、依存症対策推進本部」(本部長:厚生労働大臣)を設置するとともに、その下に、「アルコール健康障害対策チーム」(座長:大臣官房審議官(健康、生活衛生担当))を設置(平成28年12月26日設置済)。

3. 関係省庁等との連携体制

アルコール健康障害対策基本法第25条に基づく「アルコール健康障害対策推進会議」の枠組みの活用等により、関係省庁等との連携体制の確保。

4. 平成29年度予算案

アルコール健康障害対策関係者会議の開催、普及啓発(フォーラムの開催、リーフレット・ポスターの配布)及び都道府県アルコール健康障害対策推進計画の早期策定の促進等(アドバイザーの派遣、都道府県担当者会議の開催)に必要な経費として17百万円を計上。

厚生労働省における依存症対策の推進体制について

依存症対策推進本部

(平成28年12月設置)

大臣
(本部長)

副大臣
政務官
(本部長代理)

事務次官
厚生労働審議官
(副本部長)

官房、医政、健康、医薬、
基準、安定、雇児、社会、
障害、老健、保険、政策統
括官等の関係部局長
(本部員)

本部の庶務は障害保健福祉部
精神・障害保健課にて処理

アルコール健康障害対策チーム

(座長:大臣官房審議官(健康担当)、関係局:健康、障害 他)

- ・アルコール健康障害対策基本法(平成26年6月1日施行)に基づき、アルコール健康障害対策推進基本計画が策定(平成28年5月31日閣議決定)
アルコール健康障害対策に係る施策の総合的・計画的な推進が必要

薬物依存症対策チーム

(座長:障害保健福祉部長、関係局:医薬 他)

- ・刑の一部の執行猶予制度の導入(平成28年6月1日)により、薬物依存のある保護観察対象者の増加が見込まれる。
保護観察終了後も支援等を受けられる体制の整備が必要
- ・再犯の防止等の推進に関する法律の成立(平成28年12月7日)
薬物依存症者の再犯防止対策(相談・治療体制の構築等)

ギャンブル等依存症対策チーム

(座長:障害保健福祉部長、関係局:社会、雇児他)

- ・IR法において、ギャンブル依存症等の悪影響防止のための必要な措置を講じる旨が、法案に対する附帯決議において、ギャンブル等依存症患者の実態把握、相談体制・医療体制の強化等が、それぞれ盛り込まれた。
必要な対策の整理と実態把握が必要

アルコール健康障害対策関連経費（平成29年度）

アルコール健康障害対策理解促進事業 12百万円

（目的）

「アルコール関連問題啓発週間」（11月10日から16日まで）にアルコール健康障害の発生を予防するための広報・啓発を行い、国民に対する正しい知識の普及及び不適切な飲酒の防止を促す。

（事業内容）

アルコール関係問題に関するフォーラムの開催（4箇所程度）

リーフレット・ポスターの作成・配布による広報・啓発

アルコール健康障害対策連携推進事業 3百万円

（目的）

アルコール健康障害対策推進基本計画（平成28年5月閣議決定）においては、平成32年度までに全都道府県において都道府県計画を策定することを目標とし、国は都道府県の計画策定を促すこととされている。

地域の状況に応じたアルコール健康障害対策の推進を図り、都道府県計画が速やかに策定されるよう、有識者（アドバイザー）の派遣や都道府県における計画策定及び先進的な取組事例の共有を図る。

（事業内容）

アルコール健康障害対策推進会議体制整備事業

全国10都道府県程度に有識者（アドバイザー）等を派遣

都道府県アルコール健康障害対策担当者会議の開催

依存症対策の推進に係る平成29年度予算(案)

28年度予算額
1.1億円

29年度予算(案)
5.3億円

+ 地域生活支援促進事業3.4億円の内数

全国拠点機関における依存症医療・支援体制の整備

1.6百万円

6.0百万円

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の『依存症対策全国拠点機関』（仮称）において、地域における指導者の養成（トレーナー研修）等を実施し、依存症医療・支援体制の整備を推進する。

地域における依存症の支援体制の整備

7.7百万円

4.49百万円

都道府県等において、『依存症専門医療機関』（仮称）の指定等による医療体制の整備を図るとともに、相談拠点の充実を図るなど、地域の支援体制づくりのための取組を推進する。

（主な取組の内容）

- ・ 依存症の専門医療機関の指定（現在5か所 全国67か所）
- ・ 精神保健福祉センター等への依存症相談員の配置（0人 67人）
- ・ 相談支援対応者、医療従事者等への研修 等

依存症に関する普及啓発の実施

1.6百万円

1.6百万円

アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症になった者を早期に医療機関や精神保健福祉センターなどの相談窓口等につなげるため、依存症の正しい理解を広める啓発活動を行う。

アルコール・薬物・ギャンブル等の民間団体支援

地域生活支援促進事業3.4億円の内数

アルコール・薬物・ギャンブル等各依存症の関連問題に取り組む民間団体の支援を行う。

依存症対策の全体像

平成28年度予算
1.1億円

平成29年度予算(案)
5.3億円

→
+ 地域生活支援促進事業
34億円の内数

依存症対策総合支援事業(H29予算(案) 448,643千円)

47都道府県・20指定都市

指定

相談
拠点

支援

治療
拠点

* 依存症の専門医療機関の指定

①モデル事業5か所 全国67か所

専門的医療の提供

医療
提供

相談
拠点

* 精神保健福祉センター等

①依存症相談員の配置(0人 67人)

①支援者に対する研修

①家族支援(5か所 67か所)

精神保健福祉センター
(都道府県 + 政令指定都市 = 69箇所)

研修
支援

支援

医療
機関

保健
所市町村等

国民

情報提供・普及啓発等

①* 民間団体支援

(地域生活支援促進事業34億円の内数)

支援

支援

民間
団体・回復
施設

研修

地域支援ネットワークの構築

依存症に関する普及啓発事業
(H29予算(案) 15,600千円)

民間団体による普及啓発

委託

国

補助金の交付
(全国拠点機関の指定)

全国拠点機関
(久里浜医療センター)

①地域の指導者の養成

①情報収集、提供

①普及啓発

・回復施設職員への研修

依存症対策全国拠点機関
設置運営事業(H29予算(案) 60,243千円)

指導者
養成

補助金の交付

指導者
養成

研修

研修